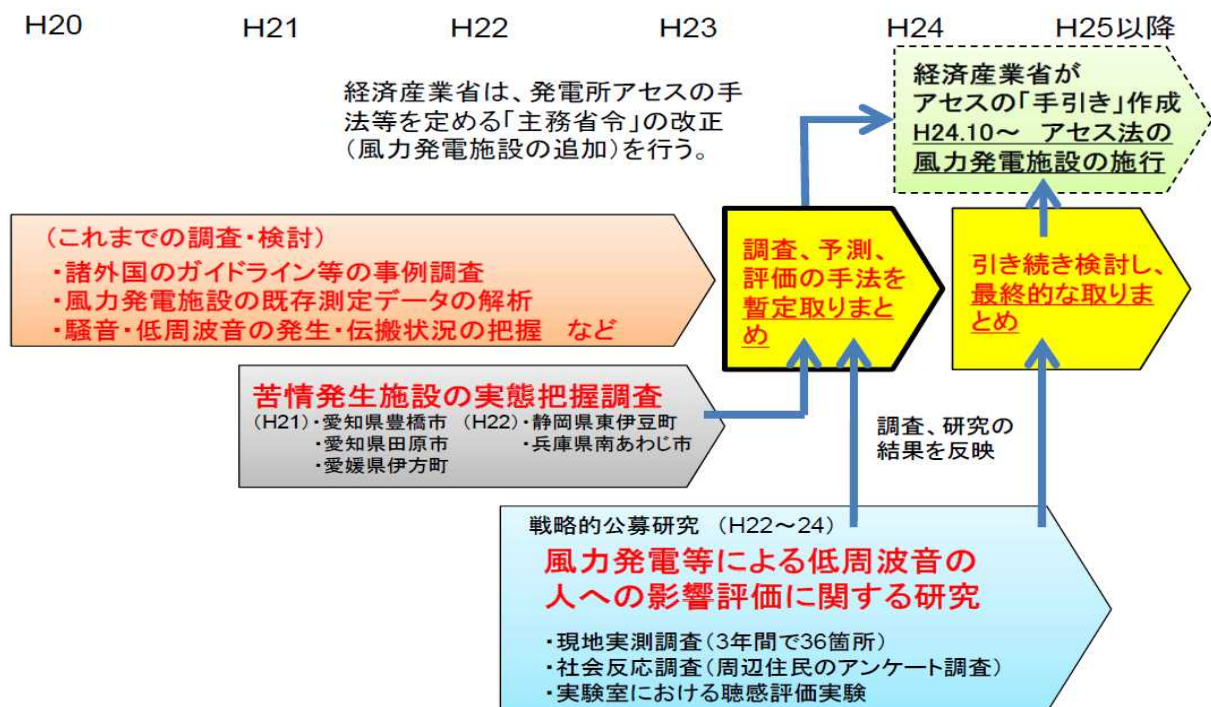


風力発電施設の騒音・低周波音に関する検討結果の暫定的取りまとめについて

1 背景

- ◇ 風力発電施設については、騒音・低周波音の発生・伝搬状況の把握が十分行われていない状況であるため、その調査、予測及び評価手法について、現在、国内外で調査・研究が進められており、環境省でも、平成 20 年度から情報収集をはじめ、その構造や設置場所の特性を踏まえた様々な検討を行ってきている。
 - ◇ また、風力発電施設からの騒音・低周波音が、周辺住民の健康に影響を及ぼしているとの指摘や苦情があるが、一般に、風力発電施設から発生する騒音・低周波音とこれらによる健康影響との間の因果関係についても明らかとはなっておらず、環境省では、平成 22～24 年度の 3 年間の事業として、「風力発電等による低周波音の人への影響評価に関する研究」を実施し、現地での実態把握調査、周辺住民に対する社会反応調査、実験室での聴感実験などを行っている。
 - ◇ このような中で、平成 24 年 10 月より、風力発電施設が環境影響評価法の対象事業となるため、風力発電施設から発生する騒音・低周波音を調査、予測、評価するための手法について、今回、これまでの検討状況を暫定的に取りまとめた。
- (取りまとめ内容は、経済産業省が環境影響評価の手続きや省令の解説等のために作成している「発電所に係る環境影響評価の手引」で引用)
- ◇ 今回暫定的に取りまとめた調査、予測、評価の手法は、平成 24 年度に終了予定の「風力発電等による低周波音の人への影響評価に関する研究」の結果を踏まえて、平成 25 年度を目途に最終的な取りまとめを作成する予定である。



2 今回の暫定的な取りまとめの概要

現在のところ、風力発電施設からの騒音・低周波音については、調査、予測、評価を行うための確立された手法がないため、これまでの実際の環境影響評価事例や国内外の最新の知見等を参考に、各手法について複数案の選択肢を提示し、それぞれについて長所・短所等のコメントを記載するなどしている。

主な内容は以下のとおりである。

(1) 調査の手法

調査すべき内容は、①音源特性（風力発電設備の音響パワーレベルなど）、②伝搬特性（計画地周辺の地形や風向風速の状況など）、③受音点情報（民家周辺の騒音等の状況など）である。

(2) 予測の手法

これまでの環境影響評価事例では、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）によって作成された手法と、国際標準化機構（ISO）によって規格化されている手法等があるが、いずれの手法においても、人の聴覚反応等を含む影響については現時点で知見が十分ではないため、必要に応じて事後調査を実施して、適切な対策を検討する必要がある。

(3) 評価の手法

環境影響評価法における評価の考え方は、「環境影響の回避・低減」と、「基準又は目標との整合」であるが、風力発電施設の騒音・低周波音に係る基準又は目標値は現時点では設定されていないため、回避・低減の措置が事業者により十分行われることが求められる。

回避・低減について、具体的には、①立地・配置に係る検討、②規模・構造に係る検討、③施設整備・植栽等に係る検討、④管理・運営に係る検討を行うことが考えられる。

3 今後の検討課題について

(1) 環境影響評価の手法の確立

今回暫定的に取りまとめた調査、予測、評価の手法についてさらに検討を進め、風力発電施設の環境影響評価に適用できる手法を確立する。

特に、評価の手法については、風力発電施設からの騒音・低周波音に関する基準等が現時点で設定されていないため、評価指標や評価方法、基準とすべき値等について検討する必要がある。

(2) 低周波音、超低周波音についての調査研究

現在、「風力発電等による低周波音の人への影響評価に関する研究」を行っているところであるが、こうした研究により正確なデータの蓄積を図りつつ、最新の研究論文等も参照して、適切に評価することを引き続き検討していく必要がある。

※ 風力発電施設の騒音・低周波音に関する検討結果の暫定的取りまとめは、次のURLよりダウンロードできます。 <http://www.env.go.jp/air/report/h24-01/index.html>（4月19日 掲載予定）